第百一条第六項（同条第七項（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）		
電子裁判書（会社更生法第十三条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百十三条（会社更生法第百二十二条において準用する同法第二百十三条において準用する同法第二百十三条の規定により作成されたファイルに記録された裁判書（同法第二百十三条第二項の規定により作成されたファイルに記録されたもの又は更生特例法第十二条（更生特例法第百七十八条において準用する場合を含む。）において準用する同法第二百十三条第二項の規定により作成されたファイルに記録されたもの（以下この項において「電子裁判書」という。）については、会社更生法第百二十二条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百十三条第二項の規定により作成されたファイルに記録されたもの又は更生特例法第百七十八条において準用する場合を含む。）にいう。）	第十一条及び	裁判書
第百一条第八項	第十一条の四及び	
	第十一条の四第一号	第十一条第四項第一号
第百二条第二項	第十一条及び第十一条の二	第十一条
	同法第十一条第一項中「同じ。」とあるのは「同じ	同条第一項中「含む。」とあるのは「含む
	と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする	とする
第百二条第三項	及び第十一条の二第一項中「この	中「この
	同じ	含む
	と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」と、更生特例法	と、更生特例法
	と、同法第十一条の二第一項中「この法律」とあるのは「更生特例法及び譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする	とする
第百三条第七項	電子裁判書（承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第一項の規定により作成された電磁的記録であって、承認援助法第十五条において準用する民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により作成されたファイルに記録されたものをいう。）	裁判書

第百四条第二項	同条第一項及び第四項	同条第一項
	と、同条第一項中「民事訴訟法	と、「民事訴訟法
	と、同条第四項中「民事訴訟法」とあるのは「民事訴訟法又は譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」とする	とする

第十九条　施行日から民事関係手続等整備法施行日の前日までの間の第二章第二節第一款第四目（第百十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する手続（以下「実行のための裁判手続」という。）における期日の呼出し、公示送達、申立てその他の申述、裁判書の作成及び送達並びに民事訴訟法の準用については、次条から附則第二十四条までの規定を適用する。

（期日の呼出し）

第二十条　実行のための裁判手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2　呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第二十一条　実行のための裁判手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第二十二条　実行のための裁判手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2　前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3　第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4　第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5　第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6　第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。